



資料編

1 石井町総合発展計画に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、石井町総合発展計画(以下「総合計画」という。)の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)総合計画 本町におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2)基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3)基本計画 基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

(町政運営の基本方針)

第4条 町は、その事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

2 町が個別の行政分野に関する計画を別に策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、石井町総合発展計画策定審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

(設置)

第6条 前条の規定による諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 石井町総合発展計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 第五次石井町総合発展計画(以下「総合計画」という。)の策定にあたり、石井町総合発展計画策定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、総合計画及び石井町のまちづくりの基本的方向について、意見交換、討議をし、その結果を町長に提言する。

(委員の構成)

第3条 審議会は、委員16人程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)学識経験を有する者

(2)各種団体等の役員

(3)町長が適当と認める者

3 前項に掲げる委員の任期は、総合計画策定の終了の時までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、財政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定に関わらず町長が招集する。

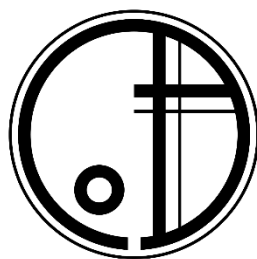
3 この要綱は、計画策定の終了をもって、その効力を失う。

3 石井町総合発展計画策定審議会委員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	松村 豊大	徳島文理大学総合政策学部	会長
2	遠藤 正典	石井町商工会	副会長
3	澤口 佳史	名西郡農業協同組合	
4	吉田 良	徳島県立農林水産総合技術支援センター	委嘱期間中の 人事異動等による 交代のため
	駒留 勇人		
5	田上 賢児	徳島県政策創造部 地方創生局地方創生推進課(令和元年度)	委嘱期間中の 人事異動等による 交代のため
	山上 達也	徳島県政策創造部 地方創生局とくしま回帰推進課(令和2年度)	
6	臼井 公仁	徳島県立名西高校	
7	谷脇 正信	株式会社四国銀行石井支店	
8	山口 和久	石井町職員労働組合	
9	吉田 章吾	石井町有線放送農業協同組合	委嘱期間中の 人事異動等による 交代のため
	一宮 信牲		
	山口 啓三		
10	吉浦 理史	石井町社会福祉協議会	
11	松原 義弘	石井町PTA連合会	委嘱期間中の 人事異動等による 交代のため
	天羽 智代		
12	仁木 喜久美	石井町はぐくみ子育て応援団	
13	加藤 賢司	石井町農業振興グループ百姓一	
14	細川 智也	石井町青年団	
15	板東 聖治	石井町民生委員児童委員協議会	委嘱期間中の 人事異動等による 交代のため
	川端 辰雄		
16	北野 由希子	公募	

4 策定経過

	日付	項目	内容
令和元年	8月19日～ 9月2日	アンケート調査 の実施	
	10月23日	第1回石井町 総合発展計画 策定審議会	(1)石井町総合発展計画の策定方針について (2)現在までの経過について (3)町民アンケート集計結果について
	11月22日	ワークショップ	【テーマ】 “イシイノミライ” ～●●するなら石井町！選ばれ続ける未来の姿～
令和2年	2月5日	第2回石井町 総合発展計画 策定審議会	(1)ワークショップの実施概要について (2)基本構想の骨子案について
	6月5日～ 19日	第3回石井町 総合発展計画 策定審議会	(1)基本構想の検討について(書面開催)
	8月6日	分科会	【第1分科会】 基本目標1 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり 【第2分科会】 基本目標2 自然と調和した安全・安心な環境都市 基本目標3 住民とともに作る協働のまちづくり
	10月21日	第4回石井町 総合発展計画 策定審議会	(1)第五次石井町総合発展計画【基本計画:案】について
	12月22日～ 1月5日	パブリックコメ ントの実施	
令和3年	2月10日	第5回石井町 総合発展計画 策定審議会	(1)パブリックコメントの結果について (2)第五次石井町総合発展計画【案】について



第五次石井町総合発展計画
太陽と緑の環境都市 いしい

発行日:令和3年3月

編集・発行:石井町

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

TEL 088-674-1111 FAX 088-675-1500
